

本人情報シートと診断書

<申立人の方へ>

以下の手順で福祉関係者及び医師にお見せください。

- ①「(ア)本人情報シートについて」と「(イ)成年後見制度における診断書作成の手引き/本人情報シート作成の手引き」を、ご本人の親族以外の方で、職務上の立場から日頃よりご本人を支援している福祉関係者(ケアマネージャー、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカーなど)に渡して、(ア)を作成してもらってください。
- ②福祉関係者から(ア)と(イ)が返ってきたら、裁判所提出用に(ア)のコピーを一部とってください。
- ③(ア)の原本(作成後1か月以内)、(イ)及び「(ウ)診断書と鑑定について」を医師にお渡しください。
- ④医師から診断書(作成後3か月以内)及び診断書付票が返ってきたら(ア)のコピーと一緒に裁判所に提出してください。

